

長浜市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 6 日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市規則第 8 1 号

長浜市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

長浜市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成18年長浜市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 4 中「3 1 5, 0 0 0 円」を「3 3 0, 0 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長浜市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（次項において「新規則」という。）第 7 条の 4 の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由が生じた長浜市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成18年長浜市条例第34号）第 1 5 条に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

3 令和 8 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、改正前の長浜市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第 7 条の 4 の規定による金額により支給されたもの又は旧規則附則第 2 項の規定による金額により支給されたもの（その額が 6 6 万円未満であるものに限る。）の支払は、新規則第 7 条の 4 の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。